

中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

つぎの表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	主たる構造が鉄筋コンクリート造	主たる構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	主たる構造がプレキャストコンクリート造	主たる構造が左記に掲げる構造以外のもの
特定工程	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が 1 の場合は屋根版の配筋工事、階数が 2 以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法を用いた建築物の場合は、屋根の小屋組工事及び耐力壁工事）	階数が 1 の場合は屋根版の取付工事、階数が 2 以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の取付工事	階数が 1 の場合は屋根工事、階数が 2 以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	特定工程の屋根版又は床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事	階数が 1 の場合は外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事、階数が 2 以上の場合は 2 階の柱又は壁工事

[備考] 主たる構造とは、一の構造はその構造とし、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主たる構造とみなす。